

令和5年第2回度会町議会定例会会議録

招集年月日 令和5年7月28日
 招集場所 度会町議会議場
 開議 令和5年7月28日（午前9時0分）
 出席議員 1番 山北 佳宏 2番 大西 徹 3番 大野 原徳
 6番 貞森 義和 7番 若宮 淳也 8番 登 喜三雄
 9番 西井 仁司 10番 濱岡 裕之 11番 中森 慰
 欠席議員 4番 中西 久博 5番 長谷川多一

地方自治法第121条の規定による説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	中村 忠彦	建設水道課長兼 環境水道担当課長	迫本 晃
副 町 長	西岡 一義	建設担当課長	阪口 昇吾
総 務 課 長	中井 宏明	産業振興課長	西村 夏之
みらい安心課長	山下 喜市	会計管理者兼出納室長	長谷川陽子
税務住民課長	森井 裕	代表監査委員	山下 幸生
保健こども課長	作野 和幸	教育委員会教育長	中村 武弘
長寿福祉課長	西田 健	教育委員会事務局長	中井 均

議会の職務のために出席した者の職員氏名

議会事務局長	岡谷 吉浩	書	記	西村 美紀	
書	記	宇田 真希	書	記	宮崎 卓也

議事日程

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 各常任委員会委員長 審査結果報告、質疑
- 日程第3 討論（議案第55号～議案第60号）
- 日程第4 採決（議案第55号～議案第60号）
- 追加日程第1 追加提出議案の上程（議案第61号）
- 追加日程第2 提案理由の説明（議案第61号）
- 追加日程第3 採決（議案第61号）
- 追加日程第4 議員提出議案の上程（発議第2号～発議第3号）
- 追加日程第5 提出理由の説明（発議第2号～発議第3号）
- 追加日程第6 質疑（発議第2号～発議第3号）

追加日程第7 討論（発議第2号～発議第3号）

追加日程第8 採択（発議第2号～発議第3号）

日程第5 閉会中の継続審査の申出について

上程議案

議案第55号 令和5年度 度会町一般会計補正予算（第2号）

議案第56号 令和5年度 度会町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第57号 令和5年度 度会町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第58号 令和5年度 度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第59号 三重州市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び三重州市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について

議案第60号 令和4年度 度会町水道事業会計決算の認定について

議案第61号 度会町監査委員の選任につき同意を求めることについて

発議第2号 議会広報特別委員会設置に関する決議

発議第3号 議会改革特別委員会設置に関する決議

◎開会の宣告

（9時0分）

○議長（若宮 淳也） ただいまの出席議員は9名で、定足数に達しております。

よって、令和5年第2回度会町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議会日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により、会議を進めたいので、御了承をお願いいたします。

なお本日、4番 中西久博議員、5番 長谷川多一議員が欠席しておりますので御了承をお願いいたします。

◎一般質問

それでは、日程第1 これより一般質問を行います。

質問は、通告書どおりに発言を許します。

質問者は質問席で、答弁者は演壇で発言をお願いいたします。

6番 貞森義和議員。

《6番 貞森 義和 議員》

○6番（貞森 義和） 過日の選挙で、無投票ではありましたが、2期目を務めさせていただきます貞森でございます。この前、質問通告を出して了解を得ましたので、今日は1点質問させていただきたいと思います。

御案内のように、南伊勢高校度会校舎の通学生徒の特に自転車で通学する生徒の

環境整備について、県立学校ですから町は関係ないということではなくて、お願いしたいと思います。

町内に町外から通ってみえる方から御依頼がありました。

伊勢のほうから来て、葛原へ入ると、側溝の左側に蓋のしてないところがあると。高校生が自転車で通ると、通勤に忙しい皆さんが通るとが時刻が似ていますと。それで蓋がないと高校生をちょっとつんとついたらんじゃないかと。あるいは高校生も蓋がないので、車のほうへ近寄ってくるような気がする。それで命に関わることですので、これは僕は議会でも一遍言うてみますというそういう返事をしましたので、今日は質問させてもらいました。

この間、南伊勢高校の本校にも行ってまいりました。今、1年生に在籍している人がごく僅かの人ですが、その人らが卒業すると同時に、もうこの学校は廃校になるんだろうという、そういう予測を聞きました。こちらの度会校舎のほうの学校長、准校長というんですが、その先生は私が担任した子でありますので、その子にも会うてきました。議会でこういうことを言おうと思つとるもんで、学校でも押してくれへんかと。県のことやと、県はなかなか直接言うてもしてくれませんからね、町と学校と一緒にあって、県へ働きかけて県道の蓋をしてくれと、本当に僅かなことなんです。伊勢市から入ってくると左側に当たるほうですね、グッディとコメリで説明すると、コメリ側の側溝の蓋がやっぱり少し抜けとるんです。特に入つたすぐ近くの辺りね。そこの蓋をしたってもらえんやろうかと。そうすると道幅が広がるのでと。蓋した上を自動車が走るのはちょっと無理なんです、あれ。重量の関係で、側溝の蓋は歩く人を基準に作つてあるそうですから、車が乗り入れる側溝はそのようにせんならんやそうですが、歩くための側溝の蓋でいいので、そこをお願いしたいと。

南伊勢高校は、以前に、3つの学校が一緒になるとき、私、その説明会があつて、度会校舎のほうへ参加させてもらいました。南伊勢高校を主にして、本校にして、南伊勢高校度会校舎、南島校舎みたいなことにするつちゅうんで、何でそんなことするのって聞いたら、地元率が高いでそうするんやという話でした。言うとするうちに南島高校がもうなくなりました。それで、南伊勢高校の本校のほうももう間もなくなるとなると、度会のほうが独立学校になると思うんですね。今度、度会町は地の利がいいですから、玉城町からも、昔の沼木ですね、上野のほうからも、自転車で通学できると、非常に有利になります。それで生徒が増えるかどうか分かりませんが、命に関わることですので、その側溝に蓋して、ちょっとでも広い道にしたってもらいたいというのを、役場と町とで一緒になって県に要請してもらいたいと。

この前、みらい安心課のほうで、夜に交通安全の会議があつて、私も参加させて

もらいましたが、あの警察の方も見えたり役場の方見えたりしたんですけども、皆さんはね、警察はこういうことをしましたよ。役場はこういうことをしましたよ。だから皆さんもそういう努力をしてくださという、そういう話合いになると私一番いいんですけどね、なかなかそこが難しいんです。生徒に気をつけろとかね、それから運転手に気をつけろだけやなしにね、行政としてはこういう努力をしていますから命大事にしてくださいという意味で、くどいようですけど、県立学校のことは県がやるもんだというのでなくて、町としても、その努力を惜しまないようお願いしたいとこんなふうに思います。

町外からの通勤者の御依頼の件で、僕はこれは命に関わるかしないかなと思って、この1件だけ今日はさせてもらいます。町長の答弁をお聞かせいただきたいと思っています。

○議長（若宮 淳也） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、皆さんおはようございます。

貞森議員の質問にお答えをいたします。

南伊勢高校度会校舎への通学について、一部の生徒が自転車で通われているということは承知をしております。

議員より一例として挙げられました、県道伊勢大宮線葛原から大野木間におきまして、県道側溝に蓋が設置されていない区間が多く、道路利用者にとって、必ずしも満足な道路環境とは言い難いと認識をしております。

町といたしましては、県や度会校舎と連携してこの課題について取り組むべく、度会校舎を通じて生徒の通学状況の実態を把握し、県や学校に対し、ハード・ソフトの両面から安全対策を講じていただけるよう強く要望をしております。

安全な通学環境づくりは、一方的な活動だけではなし得ない課題であり、学校、生徒や家庭、地域、自治体が一体となって行うことで達成できるのではないかと考えております。

詳細につきましては、教育長及び担当課長から御説明いたします。

○議長（若宮 淳也） 中村教育長。

○教育長（中村 武弘） それでは皆様、いつも教育委員会の活動につきましても、御協力、御助言ありがとうございます。町長に代わりまして、貞森議員さんの質問にお答えいたします。

まず、通学路の定義について整理したいと思います。

高等学校の場合、通学ルートは、義務教育下における通学路とは違い、法律や教育制度の中で厳格に定められていません。これは、生徒が自由に通学手段を選べ、長距離に及んだ複数の交通機関、手段を利用するケースが考えられ、さらには個々の事情により通学手段が変動するなど、高等学校として一概に指定することが難し

いからであると考えます。

南伊勢高校度会校舎の現状としても、学校が通学路を指定することはなく、入学時に各生徒から通学経路を届け出させることにより、個々の生徒の通学状況を把握しているそうであります。

こうした状況を踏まえ、町教育委員会といたしましては、他の課や度会校舎と連携し、生徒の通学実態を調査し、度会町町内において対策が必要な箇所の特定に努めてまいりたいと考えております。

また併せて、交通安全教育の強化、調査結果に基づく危険箇所を回避した安全なルートの設定、生徒・保護者への周知など、度会校舎として現状でき得る安全対策を講じていただけるよう提案してまいります。

なお、通告書に廃校の見通しや独立高校として生まれ変わるといった表現がございましたが、現時点で県より発表されておりますのは、南勢校舎が令和6年度に募集停止となることです。

それに伴い、令和7年度末をもって南勢校舎においては、在校生がいなくなります。度会校舎の今後については、現時点で県から方向性は示されておられません。

私からの答弁は以上でございます。ありがとうございました。

○議長（若宮 淳也） 貞森義和議員。

○6番（貞森 義和） 答弁、ありがとうございました。

○議長（若宮 淳也） 阪口課長。

○建設担当課長（阪口 昇吾） 引き続き担当課からお答えいたします。着座にて説明させていただきます。

県道の交通安全対策をはじめとした道路整備や維持修繕につきまして、日頃から、また定期的な機会を捉え、道路管理者であります県に対し要望を行うなど、安全・安心な道路環境づくりに努めているところでございます。しかしながら町内の県道におきましては、まだ脆弱な箇所が存在すると認識しております。

今回、一例として挙げられております県道伊勢大宮線、葛原から大野木間における側溝蓋のない箇所につきましては、既にこれまで継続的に要望を行っているところでございますが、現在のところ実施に至っていない状況でございます。

ハード整備につきましては、時間や費用、場合によっては用地の取得を要し、地権者をはじめとした地域の理解も必要となってまいります。南伊勢高校の通学に對しましては、その実態をよく精査し、真に対策が必要な箇所を特定した上で、再度強く要望してまいりたいと考えております。

通学の安全は、常に担保されるべきものでありまして、教育長の答弁にもありましたように、学校、生徒や保護者の協力も得た安全対策、また、暫定的なソフト対策も含めまして、その対策効果が早期に発現されるよう提案してまいりたいと思ひ

ます。

以上、担当課からの答弁とさせていただきます。

○議長（若宮 淳也） 貞森義和議員。

○6番（貞森 義和） それぞれの担当課などの御回答のように、この後の御努力をいただきたいと思います。

私、南伊勢高校の度会校舎のことを、今、あの申し上げさせてもらいましたが、これはね、町民の生活にも関わることでございます。あの小中の子らも関係ないということではないんでね。ただ勤務時間見ておると、高校生の通学時間と、それから一般の外から来る人の通勤時間と大体似ておりますので、非常に危険であるというのを言うてみえた方がありましたので、それは大事なことやと、命に関わることやと、命に関わることを思っ今日は取り上げさせてもらいました。

町内の皆さんらを、あるいは皆さんを守るという意味でも、今答弁いただいたような御努力を継続して、早期にそれを解決していただきたいと。それで、南伊勢高校の度会校舎が独立することになると思うんですが、そのときにはもうちゃんとできとるよと。だから皆さん気をつけて通学してくださいよ、運転する方も気をつけて運転してくださいよということにしていきたいので、よろしく願いいたします。

これで、私の質問を終わらせてもらいます。ありがとうございました。

○議長（若宮 淳也） 以上で、貞森義和議員の質問を終わります。

続きまして、8番 登 喜三雄議員。

《8番 登 喜三雄 議員》

○8番（登 喜三雄） 登 喜三雄です。議長の許可をいただきまして、町長さんに3点質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

冒頭に、今年の梅雨前線も各地に爪痕を残していきました。亡くなられた方の御冥福をお祈りしますとともに、被災された皆様にお見舞いを申し上げます。また本町6月の爪痕を含め、一日も早い復興・復旧を願うものです。

さて、私は、4年ぶりに3度目の町議会議員として、再登板させていただくことになりました。度会町の未来に向けて真摯に町政に向き合っていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

4年の間、世の中はデジタル化社会へと大きくかじを切り出しました。マイナンバーもその一つです。議会も、タブレットでの議案の審議に変わろうとしています。大げさに言いますと、浦島太郎の心境でございます。

パソコンやスマホは今や欠かせない便利な道具です。しかし私たち度会町の基本は、豊かな自然に生かされた人情味あふれるまちづくりにあると思います。

地方自治法第1条の2に、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本

として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする
とあります。

すなわち度会町の住民の幸せを図るために、度会町役場があります。このことを
いま一度念頭に置きながら、3つのたがを締め直す。すなわち、私自身の緩んだた
がを締め直すとともに、28年ぶりの無投票当選の背景に、町議会自身のたがの緩み
はないのか、背景を考えながらその上で、町行政にもたがの緩みはなかったのか、
議論を深めていきたいと思います。

それでは1つ目の質問です。

第7次総合計画を推進する中で、あらゆる分野に影響する町の人口減少に向き合
う2期中村町政4年間における最善最速策をお伺いいたします。

国立社会保障・人口問題研究所が発表した推計値では、20年後2,000人減少して、
町の人口は約5,000人になります。人口減少は、同時に少子高齢化社会へと進行し
ます。端的に言うと、税収が減り、社会保障費が増加します。すなわち財政の硬直
化を招き、インフラの老朽化への対応ができなくなるなど、全般的に行政サービスの
低下へとつながっていきます。

町長の3月所信表明並びに当選後のマスコミを通じた発言は、教育・福祉・防
災・デジタル化など、全てを同時にやらなければならない。最善最速策をもって20
年、30年先を見越していくとのことでございます。

人口減少社会の到来をどのように捉えていくのか、既に2年が経過した基本計画、
5つの基本目標の5か年の指標を整理しながら、残り3年間における20年、30年後
を見越したその最善最速策を伺いたいと思います。お示しをいただきたいと思いま
す。

○議長（若宮 淳也） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、登議員さんの質問にお答えをいたします。

人口減少は日本全体においても喫緊の課題であります。国立社会保障・人口問題
研究所が発表した推計では、日本の人口は2020年の国勢調査で1億2,615万人、50
年後の2070年には7割の8,700万人に減少すると示されております。

国がこども家庭庁を創設したり、県が人口減少対策課を設置したりと、国や県も
この大きな課題に対して動き出しております。

本町におきましては、登議員がおっしゃられたとおりの推計値が出ており、この
人口減少問題に対し、本町としても総合的かつ中長期的に取り組んでいかなければ
ならないと考えております。

令和元年に町長に就任いたしまして、多くの課題が山積する中で、地域社会の根
幹となる地域の人口減少につきましては、様々な施策を組み合わせ、減少を食い
止め、また新たな取組をもって地方創生につながる仕組みづくりを模索し、取り組

んでいるところであります。

令和2年から生じたコロナ感染症の影響が大きく、思うように実現できないことも多くありましたが、その中で何が最善か、それをいかに早く実行するかを考えて決断をしてまいります。

令和3年に策定いたしました第7次総合計画にも記載しておりますが、自然と共存し、地域の資源を最大限に活かしながら、魅力あるまちづくりを行います。

人口減少の課題は何か1つの取組だけで解決するものではありません。国や県、他市町と連携を取りながら、度会町に何が必要か、何が効果的かをしっかり検討し、多面的かつ継続的に取り組み、選ばれる町、住み続けられる町を目指してまいります。

関連する総合計画につきましては、担当課長から御説明いたします。

○議長（若宮 淳也） みらい安心課、山下課長。

○みらい安心課長（山下 喜市） それでは、着座にて失礼をいたします。町長に代わりまして、担当課から総合計画に関する事業などについてお答えをさせていただきます。

第7次度会町総合計画では5つの基本目標を掲げて、各分野の取組を行っております。コロナ禍等の影響が大きく、実現ができない事業もありますが主要な取組を御説明申し上げます。

まず、基本目標として1番に掲げている人生を輝かせ、未来を担うことのできる人づくりの推進では、今、町として子供たちのために何ができるのかを考え、教育分野での大きな取組として、幼少期からの英語教育や保育支援システムの導入を行い、また学校教育ではGIGAスクールへの対応等に特に注力し、新たな学びの形に積極的に取り組んでまいりました。

基本目標2、みんながいつまでも元気に暮らせる社会づくりの推進では、ここ数年はコロナ対応に奔走、長期にわたるワクチン接種においては町の総合力が試されました。

近年の潮流として持続可能な社会に向けた脱炭素の動きが世界規模で進んでおります。基本目標3、安心して暮らせる、安全と憩いの住環境づくりの推進について、本町は環境低負荷型社会の構築に取り組んでおります。令和3年にゼロカーボンシティ宣言を行い、将来を見据えた大きなチャレンジとして脱炭素化に向けた事業に着手しております。

基本目標4、地域の文化と産業を活かすにぎわいづくりの推進では、選ばれる地域を目指して、度会町の豊かな地域資源を活かした観光を推進し、また令和元年から、移住・定住補助金と、空き家バンク制度を創設し、新たに地域外から人を呼ぶ、そして地域活性化につなげる取組を行っております。

なお、移住・定住補助金制度は創設から4年間で66世帯の方に御利用をいただき195人の定住につながっております。さらに、今年度からは度会町で初の地域おこし協力隊を2名任用しております。地域外から来られた方だからこそ見える視点で、地域に新たな風を吹かせたいと思っています。

また、最近の社会情勢の変化は非常に早くなっており、行政においても同様です。基本目標5、まちづくりを円滑に進めるための体制づくりの推進に関連し、この大きな変化に対応すべく、業務効率化や質の高い行政サービスを目指して、本町も積極的にDX（デジタルトランスフォーメーション）の取組を進めているところです。昨年度からは多気町を中心とした5町で連携した広域的な取組としてデジタル田園都市国家構想事業の採択を受けて、豊かな地域づくり、ウェルビーイングなまちづくりを目指しております。

これらの施策は個々で動くのではなく、相互に連動し合うことで効果が最大化するものです。中村町長の主導の下、小さな町だからこそできる、相互のつながりを大切にして、度会町のよさを守りつつ、新たなことにも積極的にチャレンジすることで、まち全体の魅力をさらに高め、選ばれる町、住み続けられる町を目指し、人口減少時代に立ち向かってまいります。

以上、担当課からの答弁とさせていただきます。

○議長（若宮 淳也） 登 喜三雄議員。

○8番（登 喜三雄） ありがとうございます。

計画の言わんとすることについては、おおむね理解をいたします。町長の最善最速の行政手腕に御期待いたします。

しかし、人口が半減しても、持続可能な度会町であるためのグランドデザインが私には見えてまいりません。私の尊敬する偉人の一人渋沢栄一は、生涯500もの企業や団体の設立に関わり、その分野は、金融・鉄道・海運・電機・証券取引・保険・自動車・製鉄、また日本赤十字社や大学の設立等々、今も160余りの事業が存続し、本町の防災行政無線を施工した電気事業者、また、太陽光発電の電力会社もその一つであります。来年には新しい一万円札の顔にもなります。

この人の名言の一つに、夢七訓があります。

「夢なき者は理想なし、理想なき者は信念なし、信念なき者は計画なし、計画なき者は実行なし、実行なき者は成果なし、成果なき者は幸福なし、ゆえに幸福を求める者は夢なかるべからず」

度会町にも50余りの個別計画があります。果たして、これらの計画に夢は、理想は、信念はあるのか。計画ありきが先行し、第6次も第7次の総合計画も、同じに見えてまいります。今や人口減少社会は確実にやっけてまいります。人口が減ってしまえば、全ての計画に支障を来します。人口が半分になる、3,000人になる。34の

集落、そして、自治会はどうなる。その上での理想を描かなければなりません。

決して人口減少が悪いことばかりではありません。想像力を豊かにして、度会町が持続可能な自治体としてコンパクトに、そして、物心両面で豊かに存在している、私には、30年先の度会町民が幸せになるための夢を持ちたいと思います。

そのために、4年の任期中、団塊世代の代表として、また、私の命と闘いながら、議論を深めていきたいと思います。

町長の方針に対して、よき結果が出なければなりません。来年の今頃、新一万円札の顔となる渋沢栄一の姿を思い浮かべながら、多岐に及ぶ本町の計画の実現に向かって、前進していることに期待いたします。

議長、町長さんに何か御所見がありましたらお伺いしたいと思います。

○議長（若宮 淳也） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは登議員さんの質問にお答えをいたしたいと思います。

人口減少、これはもう全国でもどこでも喫緊の課題であると思います。しかしそれを止めるために何が最善か、最速かっていうことは、なかなか、その一点を集中するにあたりは本当に難しい問題であろうというふうに思います。国も県もいろんな課をつくってですね、庁をつくってやっておりますが、これが決め手となるっていうのは、誰が考えても、日本の今の国体の在り方、先進国の一員としてやっている中でですね、どこでも難しいのかなと思います。

しかしながら、手をこまねいてほっとくわけにはまいりません。いろんなやり方全てをミックスしてですね、何とか少しでも人口減少を食い止めることはできないと思いますが、緩やかになるように、頑張ったいと思います。

議員の皆さんにも何か手だてがあればですね、御進言を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（若宮 淳也） 登 喜三雄議員。

○8番（登 喜三雄） ありがとうございます。

人口減少問題とまちづくりについては、議会と町と一体となって、議論を深めていきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは2つ目の質問です。

マイナンバーカードの本町における不具合はなかったのか。

全国で6月までに47万人が返納したと聞きます。度会町民の不安、不信感を払拭してほしい。そもそもどのようなデータがひもづけされたのか、どんなメリットがあるのか、本人が確認するにはどうしたらよいのか。制度不振に対する三重県市町首長会議等で、国への意見具申はないのか。不具合がなかったのであれば、町民に早くお示しすれば、不安を払拭することができるのではないかと。

私も役場の窓口で指導を受けながら、マイナポータルに入ってみました。失って

は駄目だと言われていました英数の暗証番号、それに加えて、利用者証明用電子証明書暗証番号、住民基本台帳用暗証番号、券面事項入力補助用暗証番号、なかなか言いにくい言葉なんですけれども、合わせて4つの暗証番号を基に、やっと私の口座番号の間違いのないことが確認できました。

次に、年金情報の確認となると、新たに暗証番号が必要になるそうです。

窓口にも迷惑がかかる。もうええわということになります。若い人にはたやすいことも、私には、骨の折れる作業でございました。

国の担当大臣が言うように、簡単にできる人が、度会町にどれほどいるのか疑問です。役場のやることは信用されています。ほとんどの人は確認することはないと思われま。健康保険証に関しても、私の顔認証に失敗したことがありました。果たして来年の秋に、紙の保険証をなくせるのか心配です。

お答えいただきたいと思います。

○議長（若宮 淳也） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、登議員さんの質問にお答えをいたします。

本町におけるマイナンバーカードに関する質問でございますが、日本の人口の約8割、9,700万人が既に申請されている中、他人の情報のひもづけや、誤登録など、相次ぐトラブルが発覚していることを受け、先日の岸田総理大臣による指示に基づき、各省庁によるひもづけに関する総点検が実施をされています。

御質問にあります本町での情報のひもづけにつきましては、税情報、児童手当支給情報、自治体検診情報のほか、予防接種を含む健康医療情報などと連携をしております。規定に基づく十分な点検管理と確認により、本町における不具合やトラブルの発見はございません。また、三重県町村会から国への意見具申についても、昨今の事案ということもあってか、現在のところは上げられておりません。

とはいえ、本件が町民の皆さんに多少なりとも不安感を与えており、その払拭につながるとあれば、町からの情報提供や、現状の共有などは必要であるとの思いがあります。

本町についてのマイナンバーカードの詳細につきましては、担当課長から御説明いたします。

○議長（若宮 淳也） 税務住民課、森井課長。

○税務住民課長（森井 裕） 町長に代わりまして、説明させていただきます。

マイナンバーカードは、これからの時代の本人確認ツールと位置づけて、普及・利活用が進められています。

カードは、顔写真つきですので、対面での本人確認書類として活用できますし、マイナンバーを提示することによって、社会保障や税などの手続で添付書類を省略することができる利点があります。またICチップを搭載しているため、マイナポ

イントの取得や健康保険証として利用することのほか、スマートフォン・パソコンで各種手続を行うこともできます。

本町におけるマイナンバーカードの申請及び交付状況を申し上げます。

令和5年6月30日現在の申請件数は6,530件、累計交付枚数は5,856件です。割合の対象となる令和4年1月1日現在の人口7,892人に対する申請率は82.74%、交付率は74.2%となっております。

マイナンバーカードの交付に際し、住民サービスの一環として、マイナポイントの決済サービスの申込み支援、健康保険証及び公金受取口座の登録支援を行っております。これらの申込み及び登録をされたマイナンバーカードとのひもづけ状況を確認する方法は、ウェブサイトからできます。

マイナポイントの決済サービスはマイナポイントで申込み状況を、健康保険証及び公金受取口座はマイナポータルで情報の確認を行うことができます。行政機関の間でやり取りされた履歴を、やりとり履歴画面で確認することもできます。

マイナンバーカードに関する様々なトラブルを受けて、マイナンバーカードを返納する事例が報道されておりますが、本町においては、マイナンバー制度への不安等を理由とするマイナンバーカードを返納された方はございません。

以上、担当課からの答弁といたします。

○議長（若宮 淳也） 登 喜三雄議員。

○8番（登 喜三雄） ありがとうございます。トラブルがなかったようでございますので、ひとまず安心なんですけれども、先ほど私申し上げましたように、なかなか我々世代は、マイナポータルとかいうサイトへ入れって言われましても、4つもの暗証番号、なかなか記憶しておりませんし、国の大臣が言われましたように、簡単に入れますよっちゅうふうな雰囲気ではないように思います。

ですからその辺も含めまして、町長さんにもリーダーシップを取っていただきながら、いろいろと国への具申等をお願いをしたいと思います。

29の個人情報ひもづけされているそうです。この総点検に向けて、自治体の負担を軽減するよう、都道府県議長会は総理大臣に要望したそうです。職員の皆さんも、今後またいろいろと仕事が多くなると思います。大変でございます。職員の皆さんにエールを送ります。

首長の皆さんもサポートしてやっていただきたいと思います。町長さんのリーダーシップに期待をいたします。

もう一つ関連いたしましてお答えください。

デジタル田園都市国家構想においても、マイナカードの利用が検討されていると伺いました。利用者の年齢などを知り、デジ田構想に活かしたいとのこと。マイナカードの不具合が多く発生している今、慌てることなく慎重に取り組むべきだ

と考えますが、お答えいただきたいと思います。担当課長でも結構でございます。

○議長（若宮 淳也） みらい安心課、山下課長。

○みらい安心課長（山下 喜市） それでは、着座にて御説明をさせていただきます。

登議員おっしゃいますように、デジ田の事業の中で、マイナンバーカードを連携したいという取組を進めてございます。プラットフォームが国のほうにございまして、そこを使うという前提ではいるんですけども、そこで今ニュースで、すごくうたわれているような内容が出てきておりますので、そこはおっしゃるとおり非常に慎重に進めていくところでございます。

今どういったことを進めていこうかというところでは、マイナンバーカードと、美村って美しい村って書く、美村のほうでパスポートを作って、そこと連携をさせれば、マイナンバーカード1つで全ての支払いが終わるとか、そういったところまで持っていこうというのが当初の計画の中でございました。

今まさに月1回の協議と併せて、今週からは週1で進めていこうということで、今、基本的には今年度の1月末ぐらいの実施を目標に進めているというところでございますので、逐次また様子が分かってきましたら報告をさせていただくようにしております。すごく懸念は我々もしておりますので、そこは無理してまでっていうところは想定をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（若宮 淳也） 登 喜三雄議員。

○8番（登 喜三雄） ありがとうございます。

町長さんの発言にもありましたように、岸田総理が健康保険証に対しましても、少し慎重な対応を取られるように伺いました。美村との連携につきましても、慎重な対応をよろしくお願いいたします。

それでは最後の3つ目の質問です。

申し訳ありません。通告書に誤字がありました。最初の行、集落表示場とあるの集落表示板、板に改めていただきたいと思います。申し訳ありません。よろしくお願い致します。

それでは質問です。集落表示板の汚れ並びに交通規制など表示看板の歪曲の対策について質問をいたします。

集落表示板の汚れが見苦しい。中には、シンボルマークのカワセミが、白い鳥に色落ちしています。同時に、重量制限やスピード制限などの看板の汚れや歪曲も見苦しい。速やかな対策を望みます。

町の品格が問われると思います。これこそ最速で対応いただきたい。二、三例示の写真を添付しました。参考に願いたいと思います。お答えいただきたいと思

○議長（若宮 淳也） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、登議員さんの質問にお答えします。

道路の維持管理につきましては、日々、職員や道路パトロール員の巡回、区長さんや発見者からの通報・要望を基に、速やかな道路の清掃や補修等を行い、安全で安心な道路環境づくりに努めているところでございます。

しかしながら、自動車・自転車の走行や歩行者の安全の確保として、舗装の損傷やのり面の崩落、除草や清掃の必要性などがパトロール時の重点ポイントとなり、今回、議員から御指摘のありました集落表示板や交通規制看板の汚れ、歪曲等については、景観上の観点から対策を施すという目線で見ますと欠落をしていた部分であると反省するところであります。

通告を受けまして、設置から25年が経過しております集落表示板や交通規制看板について、早速、点検と清掃を指示をしたところであります。

道路標識の重要性を再確認し、視認性を保たせる意味におきましても、今後、パトロール時の着眼点とすることにより、継続的な維持管理に努めてまいりたいと考えています。

今後も、点検結果に基づく速やかな対策を講じることで、道路利用者の安全を確保し、美しい景観が保たれますよう尽力してまいりますので、議員の皆様におかれましても、異常を発見した際の通報や忌憚のないご意見をいただきたく、御協力をお願い申し上げます、登議員の答弁とさせていただきます。

○議長（若宮 淳也） 登 喜三雄議員。

○8番（登 喜三雄） ありがとうございます。

町長さんのスピード感を持った対応に御期待をさせていただきます。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（若宮 淳也） 以上で登 喜三雄議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

（9時50分休憩）

（10時5分再開）

○議長（若宮 淳也） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

10番 濱岡裕之議員。

《10番 濱岡 裕之 議員》

○10番（濱岡 裕之） 議長の許可をいただきましたので質問させていただきます。

10番議員の濱岡裕之でございます。本日は中村町長に対しまして、3つの質問を予定いたしております。

まず初めに、町内の防犯監視カメラの設置についてということで伺います。

4つのポイントから質問したいと考えております。

まず最初に、近年は世界的にも、また日本国内においても、広く防犯監視カメラが普及してきており、特に都市部では、様々な事件の早期解決や交通事故等に効果を現しているのは、皆様も御承知のとおりであります。

そこでまず、度会町内における主要道路の防犯監視カメラの現状をお聞きいたします。設置後数年が経過しております。その効果の有無についてはどうでしょうか。

2つ目のポイントでございます。

次に、町の施設、例えば小学校、中学校、保育所、公園や公民館、また、小川郷、一之瀬の避難場所等にもなっておる施設等への現状はどうなっておるのでしょうか。

次に、3つ目のポイントでございます。

個人住宅特に高齢者世帯等、日々の生活で安全に不安を感じておられるおうちもあろうかと思われまます。詐欺被害等も全国的に増えてきておりますし、現に度会町内におきましても、強盗事件も発生してきております。身体的なけが以上に精神的なダメージは一生消えないのではないのでしょうか。町民の安心・安全な暮らしという観点からも、現在では、監視カメラ等は必要不可欠なものとなってきていると思います。個人住宅に対しても希望される方への設置費用等に関する補助金制度も検討されるべきではないのでしょうか。

4つ目のポイントでございます。

ふだんは誰もおらない林道等の側溝の金属の蓋が多数盗難に遭ったりしております。これは度会町内だけに限らず、全国的にそういう例が見受けられます。ごみの不法投棄に対しても、町内各所に防犯監視カメラが設置されていることでの事件発生抑制にもなると考えますが、以上の4つのポイントから中村町長の考えをお尋ねいたします。よろしく答弁をお願いします。

○議長（若宮 淳也） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、濱岡議員さんの質問にお答えをいたします。

日本においては、現在500万台以上の防犯カメラが設置されていると言われております。近年の犯罪情勢に鑑み、犯罪を抑止する、犯罪の証拠を記録するなど、防犯カメラの存在や機能が、安心・安全なまちづくりの一助となっております。

本年、町内で発生いたしました強盗事件におきましても、防犯カメラの映像が捜査の手がかりとなったという話を聞き及んでおります。

しかし、その一方で、防犯カメラの設置には、個人のプライバシーを十分に配慮する必要があり、取扱いには細心の注意が必要となります。たとえ公共施設であっても、それは同様でございます。設置については、慎重に協議することが重要であります。

以上の観点を踏まえまして、本町の設置状況や今後の方針等、詳細につきまして

は、担当課長から御説明いたします。

○議長（若宮 淳也） みらい安心課、山下課長。

○みらい安心課長（山下 喜市） それでは、町長に代わりまして、担当課から御説明いたします。

まず、本町の設置状況につきましては、三重県が策定をしております三重県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインを参考に、現在、内城田郵便局前交差点に3台設置しております。さらに、公共施設では見守りを目的として、度会小学校に5台、度会中学校に4台、棚橋リサイクルステーションに1台、宮リバー度会パークに2台、計12台設置しております。

また、新たな取組としまして、地区の御要望を基に度会町防犯カメラ設置補助金を制定し、本7月予算において提案を御審議いただいているところでございます。

今後のカメラの増設につきましては、予算の確保、プライバシーの保護等を勘案した上で、行政・地域・町民の皆さんが共に協力し、地域の皆様には補助制度を御活用いただきながら、町と地域が設置する体制づくりに努めることをお約束し、担当課からの答弁といたします。

○議長（若宮 淳也） 濱岡裕之議員。

○10番（濱岡 裕之） 監視ということは誰しも好きではないと思いますが、特に道路等においては、監視カメラは度会町内3方向ですか、1か所3方向というだけでは不十分であると考えます。

そこで、町内の主要道路である県道の伊勢大宮線、伊勢南島線、サニーロード、南岸線等の重要な拠点と思われるような箇所への設置について考えていただきたいと思っております。道路の場合、複数箇所にカメラが設置されていて初めて大きな効果を上げるのではないのでしょうか。

現在は、残念ながら人の性善説に頼るだけでは難しい時代になってきていると感じております。度会町内の主要道路には、防犯監視カメラがたくさん設置されると多くの人に認識されるということで、度会町民だけでなく近隣市町の人たちが町内の道路を通行する際にも、度会町内の主要道路にはカメラがたくさんあるということによる安全運転の助けや、車両のスピードの抑止力にもなるのではないのでしょうか。

今後ますます監視カメラの増加や、重要性がさらに高まっていくと思われませんが、もう一度中村町長に今のお考えをお聞きしたいと思っております。答弁よろしくお願いたします。

○議長（若宮 淳也） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、濱岡議員さんの質問にお答えをいたします。

幹線道路の交差点のですね、防犯カメラの設置をしていくと、というようなことで

ございますけども、予算も1台大体80万ぐらい、年間かかりまして、もう少し安くできやんのかというようなこともございますが、今後ですね、しっかりと検討をしていきたいと考えます。

以上です。

○議長（若宮 淳也） 濱岡裕之議員。

○10番（濱岡 裕之） 費用に関しましては、種類によって、今多数出ているように思っておりますので、80万は高いなという気はしますが、いろいろ調べていただければですね簡易なものも使用できるのではないかなと考えております。

また、答弁いただいた中に、個人のプライバシーへの配慮という問題もおっしゃられておりましたが、特に道路への設置ということであればですね、公共施設やそういった部分と比較すればですね、使用目的からすればそれほどプライバシーという点でのハードルは高くないのではないかと考えておりますので、主要道路や交差点等への設置については、警察署なり、関係各部署との十分な協議が必要だと思っておりますので、町長も先ほど、前向きに検討をする旨の答弁いただきましたが、速やかにですね、検討していただき増設を検討するものであります。

最初の1点目の質問は以上で終わりたいと思います。

次の質問でございます。

町道五郎ヶ瀬橋通行禁止と度重なる豪雨による圃場や河川護岸被害についてということで質問をいたしたいと思っております。

私の通告書の裏面に写真をつけさせていただいております。

これは6月2日の大雨の際の五郎ヶ瀬橋の橋が完全に隠れているという状況。それから、翌日、その下流にあります圃場等の護岸、河川の護岸も含めて、ちょっと被害を受けている状況。それからしばらくたった後6月4日でございます。これはもう現在既に流木の撤去は済ませていただいておりますが、6月8日の朝の段階では橋の部分に大きな流木がかかって、このことのために被害が増大したという写真でございます。

国連では、地球沸騰化ということも言われております。最近では、地球温暖化による影響からか、異常気象による暴風被害や線状降水帯による被害が多発化、数十年に一度の大雨等が、毎年全国各地においてニュースとなってきております。

今年6月2日、度会町内でも豪雨により被害が発生しました。写真のとおりでございます。特に一之瀬川沿いの雨量が多かったのか、圃場や河川の護岸、また、獣害防止柵に被害がたくさん出ました。

そのような中でも、大正14年12月に完成し、完成から約1世紀、98年が経過し老朽化による耐震不足から現在まで長らく通行禁止となっている和井野区と南中村区をつなぐ町道にかかる五郎ヶ瀬橋ですが、豪雨のたびに下流付近の圃場や河川護岸

に被害が出ております。五郎ヶ瀬橋、橋としましては、長さ20メートル、橋の幅がですね、1.86メートルという橋でございます。一之瀬川の上流でもあり、川幅も狭い川の中にある岩を利用した橋脚が2本立っており、絶対的に流水の容量、容積が不足しております。その結果、上流からの流木が詰まり、その付近の圃場や農道、護岸に被害を発生させます。

ここ数年ごとに、直近では平成29年の台風21号においても同様の被害を受けてきております。1時間当たり50から60ミリの大雨がやみ間なく続き、数時間も続けば必ず大きな被害が発生いたします。今年の梅雨も明けて、今から秋まで本格的な台風シーズンを迎えます。

以上のような状況も踏まえて、今後の町道五郎ヶ瀬橋の在り方につき、また、既に地元の地区からの要望もあろうかと思えますし、中村町長の持論でもあります道路は文化ということからも、橋の通行の再開、橋の高架等の改良、もしくは設置場所の変更も含めた造り替え等に対して、中村町長のお考えを伺いたいと思っておりますので、答弁をお願いいたします。

○議長（若宮 淳也） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは濱岡議員さんの質問にお答えをいたします。

まず、このたびの豪雨により被害に遭われました皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

町といたしましては、引き続き、公共施設、農業用施設等の復旧に努めてまいりますとともに、皆さんの負担を支援してまいりますので、何卒御理解いただきたいと思います。

さて、議員の御指摘にあります豪雨により一之瀬川沿い、中でも南中村地内、五郎ヶ瀬橋周辺の圃場への被害が多発している現状につきまして、私といたしましても、農業者の皆さんの復旧作業の様子を目の当たりにいたしまして、大変苦慮しているところでございます。

当該区域は、川幅が狭く、橋脚や直下の岩の影響もあり、冠水が起きやすい箇所であると認識しております。また、近年の異常気象による豪雨は今までにない降水量をもたらし、氾濫の頻度を高めていることは周知の事実であります。

こうした状況に対し、まず河川管理者である県に対し、安定的な流域治水が担保されるよう河川の整備を要望してまいります。加えて、五郎ヶ瀬橋につきましては、老朽化対策及び河川管理上の観点から、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、架け替えを進めてまいりたいと考えております。

災害を未然に防ぐ対策や被害を受けた際の復旧、被害が甚大な場合にあっては受益者へのさらなる支援を講じるなど、災害対策に努めてまいります。

詳細につきましては、担当課長から御説明いたします。

○議長（若宮 淳也） 建設担当課、阪口課長。

○建設担当課長（阪口 昇吾） 町長に代わりましてお答えいたします。

6月1日から3日にかけての豪雨は、南中村観測所で、時間最大雨量で64ミリ、降り始めからの累加雨量で503ミリと、まだ記憶に新しい平成29年台風21号の降水量に匹敵する規模の大きい豪雨であったと思います。

また、昨年7月26日から27日にかけての豪雨では、本町で時間最大雨量118ミリと記録的短時間大雨情報が発表されるなど、議員御指摘のとおり、近年、異常気象に伴います豪雨が頻発化・激甚化いたしておりまして、各所に多大な被害を及ぼしている状況でございます。

6月2日からの豪雨によります一之瀬川の護岸被害につきましては、各区長様から速やかな被害報告をいただきまして、直ちに現地を確認の上、河川管理者であります県に対し、被害報告と復旧の要望を行い、県におかれましては、災害復旧事業の手續を今まさに進めていただいております。

現在、著しい老朽化により、通行止めとしております五郎ヶ瀬橋とその周辺の状況でございますが、町道井野権田線の橋梁として、4径間、3基の橋脚で五郎ヶ瀬橋が一之瀬川に架橋されております。河川の状況といたしましては、議員から御指摘のとおり川幅が狭隘な区間ございまして、橋の直下には、大きな岩で中州が構成されておりました、橋梁と併せて河川断面を阻害している状態でございます。また、さらに下流に進むと河川が蛇行し、氾濫が起きやすい区間であると認識しております。

対策といたしましては、町長の答弁にもございましたように、近年の異常気象に伴います洪水時の流量の増加や河川の氾濫状況を踏まえ、流下能力の向上に向け、県に対し河川の整備について要望してまいりたいと思っております。

また、五郎ヶ瀬橋につきましては、これまで今後の対策は検討課題としておりましたが、昨年度、橋梁長寿命化修繕計画の更新を行いまして、その中で架け替えの方向で整理いたし、今後の計画に基づきまして進めてまいり所存でございます。

事業の実施の際には、河川断面を阻害しない構造や取付け護岸の改修など河川管理者であります県と協議し、道路管理者の立場から、また占用者の責務から、安全・安心な道路整備、河川の占用に努めてまいりたいと考えております。

万が一被災した場合における迅速な応急対策、災害復旧をはじめ、今後も引き続き、安全・安心な道路管理、河川管理に努めてまいりますので、何卒御理解、御協力いただきますようお願い申し上げます、担当課からの答弁とさせていただきます。

○議長（若宮 淳也） 濱岡裕之議員。

○10番（濱岡 裕之） 中村町長からも、また担当課の課長様からも大変力強い答弁をいただきました。ありがとうございます。

地域住民の切なる要望でもございますし、早期の架け替え、またそれが完成するまでも時間も当然かかります。被害がまた頻発することも考えられますので、その際の強力なバックアップも答弁いただきましたので、感謝を申し上げたいと思います。

これにて2番目の一般質問を終わりとさせていただきます。

続きまして、最後の3つ目の質問でございます。

町道農道みどりが丘団地付近の危険な状況についてということで伺いたいと思います。

度会町役場から玉城インター方面に進行し、最初の交差点を右折して、県立南伊勢高校度会校舎に向かう農道原山線でございますが、植林の樹木の枝葉が伸びた状態にあり、その見通しの悪さから、通行する車や自転車の通行に危険が生じている状況にあります。みどりが丘団地の自治会付近の道路であり、その地域の住民の方の生活道路にもなっております。そこに設置されておりますカーブミラーや防犯灯も数基設置されておられるわけでございますが、その役目を果たしていない状況にあります。

また、南伊勢高校生の玉城方面からの自転車での通学にも利用されている道路でもあります。茂った植林の影響からか、冬季には路面凍結の危険性もあり、実際の交通事故も過去に数回発生しているようでございます。

また、高校や多くのご高齢者が入居されておりますケアハウスも近くにあることから、日常の治安の観点からも、見通しをよくするといった早期の改善が必要と思われませんが、町長の現在のお考えを伺いたいと思います。答弁よろしく願いいたします。

○議長（若宮 淳也） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、濱岡議員さんの質問にお答えします。

農道原山線、みどりが丘団地周辺の道路沿いの樹木枝葉が道路にはみ出し、交通安全に支障を来している件については、令和4年度にみどりが丘団地の自治会長様から御相談がありましたことから、早速、現地を確認させていただきました。

状況調査の結果、団地前道路の枝葉が広く道路側へはみ出し見通しが悪いことと、防犯灯へも枝葉がかかり、夜間は暗くなっている現状を把握したところでございます。

このようなことから、見通しの改善を施し、より安全で安心した通行が確保できるよう、今年度においてみどりが丘団地前の道路危険木伐採業務及び丸井鉄工所前交差点付近からみどりが丘団地までの支障木枝払業務の予算をお認めいただいておりますので、早期の業務発注を目指し取り組んでまいります。

以上、濱岡議員への答弁とさせていただきます。

○議長（若宮 淳也） 濱岡裕之議員。

○10番（濱岡 裕之） 安全に関わることでございますので、速やかな対応をお願いしたいと思っております。また、町内におきましては町が管理する町道や農道において、農道原山線と同様の箇所が多く存在しているのではないかと考えられます。安心・安全で住みやすいまちづくりを目指すという中村町長の考えからも、担当課の方へもお願いでございますが、特に枝葉が伸びるこの夏場において各区の地元区長様等と連携を十分に取っていただき、交通の安全を図っていただきますよう強くお願いを申し上げまして、私の一般質問とさせていただきます。

○議長（若宮 淳也） 以上で、濱岡裕之議員の質問を終わります。

これをもちまして、一般質問は終わります。

◎各常任委員会委員長 審査結果報告、質疑

日程第2 各常任委員会に付託いたしました議案の審査結果について、各委員長より報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長 西井仁司議員。

○予算決算常任委員長（西井 仁司） それでは報告いたします。

予算決算常任委員会に付託されました議案第55号 令和5年度度会町一般会計補正予算（第2号）、以上1議案について、教育長、関係課長、係長の出席を求め、慎重審査の結果、いずれの議案も原案どおり可決すべきものと決しましたので報告いたします。

これをもちまして、予算決算常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（若宮 淳也） ただいまの予算決算常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 質疑なしと認めます。

予算決算常任委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、総務住民常任委員会委員長 大野原徳議員。

○総務住民常任委員長（大野 原徳） それでは報告いたします。

総務住民常任委員会に付託されました議案第56号 令和5年度度会町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第57号 令和5年度度会町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第58号 令和5年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第59号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について、以上4議案について、関係課長、係長の出席を求め、慎重審査の結果、いずれの議

案も原案どおり可決すべきものと決しましたので報告をいたします。

これをもちまして、総務住民常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（若宮 淳也） ただいまの総務住民常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 質疑なしと認めます。

総務住民常任委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、産業教育常任委員会委員長 大西 徹議員。

○産業教育常任委員長（大西 徹） 報告いたします。

産業教育常任委員会に付託されました議案第60号 令和4年度度会町水道事業会計決算の認定について、以上1議案について関係課長、係長の出席を求め、慎重審査の結果、いずれの議案も原案どおり可決すべきものと決しましたので報告いたします。

これをもちまして、産業教育常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（若宮 淳也） ただいまの産業教育常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 質疑なしと認めます。

産業教育常任委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

各常任委員会委員長報告は、お手元に配付いたしました委員会審査報告書のとおり、いずれも原案どおり可決すべきものであります。

これで、各常任委員会委員長報告を終わります。

◎討論（議案第55号～議案第60号）

日程第3 これより討論を行います。

お手元に配付いたしております提出議案書のとおり、議案第55号 令和5年度度会町一般会計補正予算（第2号）から議案第60号 令和4年度度会町水道事業会計決算の認定についてまでを議題とし討論を行います。各議案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、議案第55号 令和5年度度会町一般会計補正予算（第2号）から、議案第60号 令和4年度度会町水道事業会計決算の認定についての討論を打ち切りたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 異議なしと認め、これで討論を終わります。

◎採決（議案第55号～議案第60号）

続きまして、日程第4 これよりお手元に配付いたしております提出議案書の議案第55号 令和5年度度会町一般会計補正予算（第2号）から、議案第60号 令和4年度度会町水道事業会計決算の認定についてまでを採決いたします。

議案第55号 令和5年度度会町一般会計補正予算（第2号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第55号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第56号 令和5年度度会町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第56号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第57号 令和5年度度会町介護保険特別会計補正予算（第1号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第57号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第58号 令和5年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第58号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第59号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第59号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第60号 令和4年度度会町水道事業会計決算の認定についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第60号は、原案どおり可決されました。

以上、議案第55号 令和5年度度会町一般会計補正予算（第2号）から、議案第60号 令和4年度度会町水道事業会計決算の認定についてまでの6議案は、いずれも原案どおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

（10時41分休憩）

（10時55分再開）

○議長（若宮 淳也） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎追加提出議案の上程（議案第61号）

お諮りします。

ただいま中村町長より提出されました、議案第61号 度会町監査委員の選任につき同意を求めることについてを日程に追加し、追加日程といたしたいと思いますがこれに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 異議なしと認めます。

よって議案第61号を追加日程とすることに決定いたしました。

追加日程第1 議案第61号 度会町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

議案第61号の審議については、地方自治法第117条の規定によって、長谷川多一議員の退場を求めることとなりますが、本日欠席のため、このまま審議を続けたいと思います。

◎提案理由の説明（議案第61号）

追加日程第2 それでは、議案第61号 度会町監査委員の選任につき同意を求めることについてに対して、町長より提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、議案第61号につきましては、度会町監査委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

度会町議会議員のうちから監査委員に長谷川多一氏を選任いたしたいので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

追加議案に対する提案説明は、以上となります。

◎採決（議案第61号）

○議長（若宮 淳也） 説明が終わりました。

追加日程第3 議案第61号については、人事案件でございますので、質疑、討論を省略し、採決をいたしたいと思いますが御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 異議なしと認めます。

それでは採決いたします。

議案第61号 度会町監査委員の選任につき同意を求めることについてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（若宮 淳也） 賛成全員でございます。

よって、議案第61号は原案どおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

（10時57分休憩）

（10時59分再開）

○議長（若宮 淳也） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議員提出議案の上程（発議第2号～発議第3号）

お諮りします。

ただいまお手元に配付いたしました事項につきまして、日程に追加することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 異議なしと認めます。

よって、追加日程とすることに決定いたしました。

追加日程第4 発議第2号 議会広報特別委員会設置に関する決議について、及び発議第3号 議会改革特別委員会設置に関する決議についてを議題といたします。

◎提出理由の説明（発議第2号～発議第3号）

追加日程第5 それでは、発議第2号 議会広報特別委員会設置に関する決議についてを提出議員より説明を求めます。

2番 大西 徹議員。

○2番（大西 徹） 発議第2号 議会広報特別委員会設置に関する決議

上記の議案を別紙のとおり度会町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和5年7月28日

度会町議会議長 若宮 淳也 様

提出者 度会町議会議員 大西 徹

賛成者 度会町議会議員 西井 仁司

賛成者 度会町議会議員 山北 佳宏

次のとおり、議会広報特別委員会を設置するものとする。

記

1. 名称 議会広報特別委員会

2. 設置の根拠 地方自治法第109条及び度会町議会委員会条例第5条

3. 目的 度会町議会の広報に関する調査及び編集

4. 委員の定数 6人

5. 調査期限 調査及び作成が終了するまで、閉会中もなお調査を行うことができる。

以上でございます。

○議長（若宮 淳也） 続きまして、発議第3号 議会改革特別委員会設置に関する決議についてを、提出議員より説明を求めます。

2番 大西 徹議員。

○2番（大西 徹） 発議第3号 議会改革特別委員会設置に関する決議

上記の議案を別紙のとおり、度会町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和5年7月28日

度会町議会議長 若宮 淳也 様

提出者 度会町議会議員 大西 徹

賛成者 度会町議会議員 西井 仁司

賛成者 度会町議会議員 山北 佳宏

次のとおり議会改革特別委員会を設置するものとする。

1. 名称 議会改革特別委員会

2. 設置の根拠 地方自治法第109条及び度会町議会委員会条例第5条

3. 目的 議会の組織に関する次の事項について調査研究を行う。

- ・議会活動の在り方、環境整備について
- ・その他議会改革に付随する課題

4. 委員の定数 10人

5. 調査期限 調査及び作成が終了するまで、閉会中もなお調査を行うことができる。

以上でございます。

○議長（若宮 淳也） 暫時休憩いたします。

（11時5分休憩）

(11時10分再開)

○議長（若宮 淳也） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
以上で提出議員の説明は終わりました。

◎質疑（発議第2号～発議第3号）

追加日程第6 これより発議第2号に対する質疑を行います。
質疑ございませんか。ございませんか。
(「なし」の声あり)

○議長（若宮 淳也） 質疑なしと認めます。
よって、発議第2号に対する質疑を打ち切ります。
続きまして、発議第3号に対する質疑を行います。
質疑ございませんか。
(「なし」の声あり)

○議長（若宮 淳也） 質疑なしと認めます。
よって、発議第3号に対する質疑を打ち切ります。

◎討論（発議第2号～発議第3号）

追加日程第7 お諮りします。
発議第2号及び発議第3号については討論を省略して採決いたしたいと思いき
が、これに御異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

○議長（若宮 淳也） 異議なしと認めます。

◎採決（発議第2号～発議第3号）

追加日程第8 よって、採決いたします。
発議第2号 議会広報特別委員会設置に関する決議についてに対し、賛成の方の
挙手を求めます。
(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。
よって、発議第2号は原案どおり可決されました。
ただいま決議されました、議会広報特別委員会の委員の選任につきましては、委
員会条例第7条第2項の規定によって、お手元に配付いたしました名簿のとおり指
名いたしたいと思いき。
御異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

○議長（若宮 淳也） 異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員会の委員はお手元に配付いたしました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

続きまして、発議第3号 議会改革特別委員会設置に関する決議についてに対し、賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、発議第3号は原案どおり可決されました。

ただいま決議されました、議会改革特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第2項の規定によって、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 異議なしと認めます。

よって、議会改革特別委員会の委員は、お手元に配付いたしました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

議会広報特別委員会委員及び議会改革特別委員会委員が決定いたしましたので、引き続き委員会の正副委員長を選任をお願いします。

正副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することとなっております。

ただいまより、正副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

（11時12分休憩）

（11時25分再開）

○議長（若宮 淳也） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

委員会で正副委員長が互選されましたので、その結果を発表します。

議会広報特別委員会委員長 大西 徹議員、副委員長 山北佳宏議員。

続きまして、議会改革特別委員会委員長 中森 慰議員、副委員長 中西久博議員。

以上、正副委員長の選任報告を終わります。

◎閉会中の継続審査の申出について

続きまして、日程第5 閉会中の継続審査の申出についてを議題といたします。お諮りいたします。

度会町議会議会運営委員会委員長より委員会において審査する事件につき、度会町議会会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申出があります。濱岡裕

之委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(若宮 淳也) 異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

これをもちまして、今期定例会に提出されました議案の審議は全て終了いたしましたので、令和5年第2回度会町議会定例会を閉会いたします。

(11時26分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

度会町議会議長

度会町議会議員

度会町議会議員